

## 平成28年第2回関川村議会臨時会会議録（第1号）

### ○議事日程

平成28年5月17日（火曜日） 午前10時 開会

- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |   |
| 第 2 | 会期の決定      |   |
| 第 3 | 諸般の報告      |   |
| 第 4 | 報告第 1号     | 平成27年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について                   |
| 第 5 | 承認第 1号     | 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）               |
| 第 6 | 承認第 2号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第8号））         |
| 第 7 | 承認第 3号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 第 8 | 承認第 4号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号））   |
| 第 9 | 承認第 5号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））  |
| 第10 | 承認第 6号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号））     |
| 第11 | 承認第 7号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））  |
| 第12 | 承認第 8号     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）） |
| 第13 | 議案第50号     | 財産の取得について   |
| 第14 | 議案第51号     | 財産の取得について   |
| 第15 | —          | 議員派遣  |
| 第16 | —          | 委員会の閉会中の継続調査の件                                    |

---

### ○本日の会議に付した事件

- |     |            |                                 |
|-----|------------|---------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |                                 |
| 第 2 | 会期の決定      |                                 |
| 第 3 | 諸般の報告      |                                 |
| 第 4 | 報告第 1号     | 平成27年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について |
| 第 5 | 承認第 1号     | 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正す |

る条例)

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 6 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第8号）         |
| 第 7 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 第 8 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）   |
| 第 9 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 第10 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）     |
| 第11 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  |
| 第12 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第13 | 議案第50号 | 財産の取得について  |
| 第14 | 議案第51号 | 財産の取得について  |
| 第15 | —      | 議員派遣   |
| 第16 | —      | 委員会の閉会中の継続調査の件                                   |

---

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤		仁	君	4番	加	藤	和	泰	君	
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君	
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君	

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君				
副	村	長	佐	藤	忠	良	君			
教	育	長	佐	藤	修	一	君			
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君		
税	務	会	計	課	長	井	上	広	栄	君

住民福祉課長	中	東	正	子	君
農林観光課長	伊	藤		隆	君
建設環境課長	高	橋	賢	吉	君
教育課長	稲	家		誠	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回  
関川村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

---

#### 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、平田広さん、2番、伊藤  
敏哉さんを指名いたします。

---

#### 日程第2、会期の決定

○議長（近良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日に決定しました。

---

#### 日程第3、諸般の報告

○議長（近良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定に  
より平成28年2月分、3月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管  
しておりますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から臨時会招集あいさつについて申し出がありました。これを許可します。 村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日平成28年第2回臨時村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大  
変ご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本臨時会に提案いたしますのは、除雪機械の購入を内容とする財産の取得案件、それにこれまで  
専決処分を行った案件の報告、承認など、11件であります。追って上程の際に詳細にご説明申し上

げますので慎重にご審議のうえ、ご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長（近良平君）以上で、村長の臨時会招集あいさつを終わります。

---

日程第4、報告第1号 平成27年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（近良平君） 日程第4、報告第1号 平成27年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君）

報告第1号 平成27年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてであります。

平成27年度予算のうち、平成28年度に繰り越して執行するものについて地方自治法に基づいて報告するものであります。詳細は、総務課長に説明をさせます。

○議長（近良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） それでは詳細を説明させていただきます。お手元の資料はぐっていただきまして、平成27年度関川村一般会計繰越明許費繰越計算書、こちらの方ご覧いただきたいと思います。2款1項総務管理費情報システム管理費11,200千円ありますが、これにつきましては3月補正で説明ありましたとおり、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金ということで、村のパソコン、こちらの方の基幹系と情報系のパソコンを切り離してシステム化するというものでございます。次に2款1項総務管理費の地域情報通信事業費につきましては、12月補正で計上しました3,489千円なんですけど、そのうちの1,600千円を繰り越すというものでございます。内容につきましては国道290号線の改良工事に伴う光ケーブルの移転支障工事でございます。5款農林水産事業費1項農業費、農林水産業施設管理費ですが、こちらのほうは3月補正でお願いしました、あいさい市の商品棚、冷蔵庫付きの商品棚の更新に伴うものでございます。3,000千円を繰り越すものでございます。次に5款農林水産業費1項農業費県営土地改良事業負担金24,000千円ですが、こちらの方は女川の圃場整備に伴いまして、国の方から追加配分があったということで設計委託等に使用する事業費でございます。以上です。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

---

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）

○議長（近良平君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）であります。地方税法の改正法が公布されたことに伴いまして、村の税条例もこれにあわせ、3月31日付で専決処分をしたものであります。詳細は税務会計課長に説明をさせます。

○議長（近良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 承認第1号でございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。1ページの上の第8条というところがございますが、行政不服審査法の改正によりまして、不服申し立てが審査請求に変わったということで、法律の改正に合わせて改正するものであります。44条、47条につきましては、法人の組織の統合に伴う法律改正に合わせて改正するというものであります。全般を通しまして下線を引かれた字句であります。法律にあわせて所要の規程を整備するものであります。以上であります。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。承認第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本案について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、報告のとおり承認することに決定しました。

---

日程第 6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第8号）

日程第 7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第 8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第 9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村後期高齢

者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（近良平君） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第8号）から日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで以上7件を一括議題とします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第8号）から承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上補正予算7件についてであります。一般会計におきましては、財源を精査し、積立基金の取り崩しを極力減らし、またやりくりした財政を基に商工振興対策基金に1億円を積み立てるのが大きな内容であります。詳細は各会計所轄の総務課長、住民福祉課長、建設環境課長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（近良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤義彦君） それでは説明申し上げます。歳入歳出それぞれ4,200千円追加しまして、5,017,200千円とするものでございます。なお今回、3月31日付の専決でございますが、内容としましては今ほど村長が申しあげましたとおり、事業費の確定または実績に基づく補正でありますのでよろしく願いいたします。はじめに歳出からご説明申し上げます。お手元の資料の20ページからになります。必要な部分をこちらから説明させていただきます。20ページにつきましては精査に伴う減額でございます。21ページ、7目の地域振興費、25節積立金、ふる里応援基金管理費ですが、こちらの積立金4,402千円につきましては、今回75件の寄付がございまして総額4,402千円を積み立てるものであります。次に下の方につきましては、精査による減額あるいは増額ということになりますのでよろしく願いいたします。24ページ3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の25節積立金ですが、これにつきましては社会福祉総合対策基金の方に15,000千円を積み立てるものでございます。25ページの20節の扶助費の関係になりますけれども老人保護措置費、やまゆり荘の減額でございますが、これにつきましては当初見越していた方が退所されたということでの減額となります。つづきまして、27ページの2項清掃費、1目清掃総務費でございますが、こちらの方の13節委託費、ごみ処理対策費でございますが、こちらの方は新ご

み処理場の建設に伴いまして、事業の精算ということで今回19,933千円が減額と言う事でございます。次に5款農林水産業費1項農業費、3目の農業振興費ですが、こちらの中での負担金補助金及び交付金ですけれども、農業振興総務費補助金、青年就農支援事業補助金ということで6,000千円減額になっておりますが、こちらの方は今回新規の方がなかったと言う事での不要残が減額という形でございます。次の7目の農業農村整備事業費の19節負担金補助金及び交付金の農地耕作条件改善事業1,110千円ですが、これにつきましては事業採択の関係で事業を乗り換えるということでの予算計上となっております。29ページ、今ほど村長の方からもお話ありました6款商工労働費1項商工観光費1目商工総務費の25節積立金、商工観光振興対策基金管理費積立金100,000千円としておりますが、これについてはスキー場の整備の財源と言う事で積立を行うものでございます。次に道路橋りょうの関係で31ページ3目の道路橋りょう新設改良費ですが、こちらの22節の補償補填及び賠償金、こちらの方で道路橋りょう整備事業の物件補償料として1,100千円減額となっておりますが、これについては消防井戸の取りやめというような事での減額ということでございます。次に34ページをご覧ください。4項の社会教育費、こちらの方の3目文化行政費13節委託料、化学分析業務委託料84千円計上しておりますが、これにつきましては女川圃場整備の関係で、年代の測定調査委託が必要になりました。これについては県教育委員会との協議により実施することになったということでの計上でございます。

次に歳入に移らせていただきます。7ページの地方債の補正ににつきましては後程説明させていただきます。8ページの村民税、村税の関係になりますが、こちらの方の1目個人に滞納繰越金がございますが、これと2項、固定資産税の1目固定資産税2節の滞納繰越金2,608千円、それと先程の600千円、これにつきましては、徴収機構の処分または滞納処分ということでの増額でございます。2目の法人の関係でございますが、こちらの方の1節現年課税分ということで法人村民税の法人税割が15,031千円となっておりますが、これは電気関係製造業こちらの方での増収と言う事でございます。9ページ5項入湯税でございますが、これについてはゆ〜むの入館増によるものでございます。1,878千円の増でございます。その他については見込みとの差額でございます。11ページの6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金の1節の地方消費税交付金の額で45,905千円とございますが、これにつきましては一般財源分と社会保障があるわけですけれども、今回社会保障分が当初見越したものよりも多く配分があったということでの額計上でございます。16ページに支出の方でも話しました16款の寄付金でございますが、こちらのふるさと応援指定寄付金、これにつきましては先程の支出の方で積み立てるということでございます。それから19ページに20款村債、1項村債、5目の消防費でございますが、こちらの方は起債の関係、あとで説明申し上げますけれども、防火水槽の事業実績に伴う事業債の増額でございます。戻っていただきまして、7ページの第2表地方債補正、変更前耐震性貯水槽整備事業（過疎債対策事業費）でございますが、こちらの方は8,200千円から9,500千円に増額をすると、併せて辺地対策で

整備しましたものにつきましても6,900千円から7,700千円に増額するものです。スクールバスにつきましても、3,400千円を3,600千円に増額するというのもでございます。なお、上の方の過疎債の耐震貯水槽については辰田新に整備したものでありますし、辺地債の方につきましては金丸で整備したものでございます。以上です。

○議長（近良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは住民福祉課の方から承認第3号から5号まで説明させていただきます。承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を説明させていただきます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ750,000千円とするものでございます。

最初に歳出の方から説明させていただきます。209ページをご覧ください。2款1項1目一般被保険者療養給付費20,000千円の減額。2目退職被保険者等療養給付費10,000千円の減額。あわせて30000千円の実績に基づく減額でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金5,000千円の実績に基づく減額補正でございます。次のページ210ページをご覧ください。7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金5,100千円の実績に基づく減額補正でございます。

続きまして歳入でございます。206ページをご覧ください。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税のうち1節から3節の現年課税分、2,500千円、1,000千円、500千円それぞれ実績に基づく減額補正でございます。4款1項2目高額医療費共同事業国庫負担金2,300千円の実績に基づく減額補正でございます。

次のページをお願いします。207ページから208ページまで5款1項1目療養給付費等交付金19,011千円の減額、6款1項1目前期高齢者交付金27,200千円の減額、7款1項1目高額医療費共同事業県負担金2,300千円の減額、10款1項1目一般会計繰入金、出産育児一時金等繰入金1,680千円の減額。いずれも実績に基づく減額補正でございます。11款1項2目その他繰越金、前年度繰越金16,391千円増額補正とするものでございます。以上で承認第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を説明させていただきます。既定の歳入歳出予算の総額から41,800千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,410千円とするものでございます。最初に歳出から説明させていただきます。

407ページをご覧ください。1款1項1目7節臨時雇用賃金100千円の減額は実績による減額補正でございます。25節積立金、基金積立金15,000千円増額ですが介護給付費が予想より少なかったために基金として積み立てするものでございます。3項2目12節医師の意見書作成手数料300千円の

減額。認定調査委託手数料400千円の減額。いずれも実績に基づく補正でございます。

2款1項1目19節居宅介護サービス費、デイサービス等の委託費でございますが実績に基づく20,000千円の減額でございます。施設介護サービス費、これも実績に基づく34,000千円の減額補正でございます。2項1目19節介護予防サービス費、要支援の方のサービス費でございますけども、これも実績に基づき1,700千円の減額補正でございます。

次のページ409ページをご覧ください。5款3項1目13節外出支援事業委託料、介護サービス移動による福祉タクシーの委託料でございますが、実績に基づく200千円の減額補正でございます。寝具消毒乾燥サービス委託料、これも実績に基づく100千円の減額でございます。

つづきまして歳入の説明をさせていただきます。404ページをご覧ください。1款1項1目第1号被保険者保険料（特別徴収分）決算見込みにより4,300千円の減額補正でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、国からの概算交付決定にあわせての6,100千円の減額でございます。2項1目調整交付金、交付決定にあわせて6,900千円の減額補正でございます。

次のページ405ページをご覧ください。4款1項1目介護給付費交付金、こちらも基金からの概算交付決定にあわせて30,800千円の減額補正でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、県からの概算交付決定にあわせて4,600千円の減額補正でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金、村一般会計からの給付費に対する交付ですが、給付費の減にあわせて12,250千円の減額補正でございます。2目その他繰入金、村一般会計から事務費に対する繰入ですが、先程の歳出で説明させていただいた雇用賃金の認定調査費の減額にあわせて800千円の減額をするものでございます。

次406ページ7款1項5目地域包括支援センター事務費繰入金、村一般会計から地域包括支援センターへの繰入ですが、これも先程歳出で説明しました外出支援事業委託料と寝具消毒乾燥サービス委託料の減額にあわせて300千円の減額補正でございます。

8款1項1目繰越金、実績にあわせて24,250千円の増額補正でございます。以上で承認第4号の説明とさせていただきます。

続きまして承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,310千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,600千円とするものでございます。最初に歳出から説明させていただきます。

507ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費、7節8節13節14節いずれも実績に基づく減額補正でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、広域連合での保険料の精算に基づく3,959千円の減額補正でございます。

3款1項1目還付加算金は減額補正でございます。

続いて歳入でございます。504ページをご覧ください。1款1項1目後期高齢者医療保険料、保険料額の決定見込みに伴う補正でございます。特別徴収保険料1,676千円、普通徴収保険料1,765千円を減額補正するものでございます。

2款1項1目督促手数料は減額補正でございます。

次の505ページをご覧ください。3款1項1目国庫補助金、長寿健康増進事業費確定に伴う283千円の減額補正でございます。人間ドッグ、健康教室等の事業でございます。

4款1項1目事務費繰入金、事業精算による240千円の減額補正でございます。2目保険基盤安定繰入金、低所得者等保険料軽減負担金に係る繰入の570千円の減額補正でございます。

5款1項1目繰越金、事業精算による224千円の増額補正でございます。

6款1項1目還付加算金は減額、4項雑入は増額補正でございます。

以上で承認第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは承認第6号から8号まで説明させていただきます。

はじめに801ページ、平成27年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,900千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,300千円とするものでございます。

805ページの歳出から説明させていただきます。2款施設費におきまして11節需用費の修繕料の実績による4,800千円の減でございます。15節工事請負費の施設管理費は消火栓工事費減にともない、4,800千円の減でございます。施設整備費において八つ口地区簡易水道配水管の赤水対策費として管洗浄を予定しておりましたが、消火栓等での対応で赤水の発生がありませんでしたので、これに伴う1,300千円の減額でございます。

次に歳入についてご説明いたします。804ページをお開きください。3款繰入金の簡易水道管理基金繰入金は事業費の減に伴い、基金の取り崩しを皆減6,100千円でございます。

他会計繰入金の建設工事繰入金は消火栓工事費の減に伴い4,800千円の減でございます。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして901ページをお開きください。平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ427,200千円とするものでございます。次に907ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

維持管理費の修繕料につきましては実績に伴う4,226千円の減でございます。各種委託料の処理場汚泥処理委託料1,000千円の減は緊急点検業務の実績に伴うものでございます。下水道管渠点検清掃業務委託1,800千円の減は実績に伴う減でございます。建設改良費の実施設計書作成業

務委託の1,080千円の皆減は直営で設計を行った為でございます。井戸用垂直電気探査委託料の皆減につきましては機会除雪対応としたためでございます。工事費につきましては国道290号線の改良工事に伴う下水道管布設替工事の仮設ポンプ経費減により22,900千円の減でございます。

次に歳入についてご説明いたします。905ページをお開きください。分担金につきましては新規加入者の増による1,452千円の増でございます。繰越金につきましては精算により2,353千円の増でございます。諸収入雑入の工事支障物件移設等補償料につきましては国道290号改良工事とともに、先程も説明しましたように下水道布設替え工事の工事費の減による20,005千円の減でございます。村債、資本平準化債は実績に伴う減でございまして15,400千円の減でございます。以上で公共下水道事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

次に1001ページをお開きください。平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,600千円とするものでございます。

1006ページをお開きください。歳出でございます。維持管理費、処理場汚泥処理委託料は実績に伴い800千円の減でございます。管渠点検業務委託は国県道横断箇所の点検を委託せず直営で行ったため600千円の減でございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。1005ページ、前のページをご覧ください。繰越金につきましては実績により4,600千円の増でございます。村債の資本費平準化債は事業債償還金の実施に伴う減により6,000千円の減でございます。以上で農業集落排水特別会計の説明をおわります。

以上で承認第6号から8号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。はじめに承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第8号））の質疑を許します。

質疑はありませんか。

9番、伝さん。

○9番（伝信男君） 9番伝です。質問の前をお願いなのですが、この資料、配付当日ここで配付、今現在こうして見させてもらっているのですが、それで質疑しろってのはちょっと酷な話だと思うから前もって配付出来るのであれば配付してもらいたい。それはまあ、こちらからのお願いです。

それから質問ですが、29ページ、補正で第6款商工労働費ですが、補正で1億円、商工観光振興対策基金積立金、補正で1億円もやるっていうのは何かスキー場の修繕する箇所が相当あるのではないかって感じがするのですが、その辺ちょっと詳しいスキー場の状況聞きたいと思います。

○議長（近良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伝議員のご質問にお答えをいたします。今ご指摘の内容も含んでおりますので担当課長の農林観光課長に説明をさせます。

○議長（近良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤隆君） スキー場につきましては、毎シーズン点検作業等をして頂いていまして、現場の方の確認をしておるところでありますけども、建設以来かなり老朽化してございまして順次、年次計画しながら整備を進めているところがございますけども、まだ相当の費用が掛かると言う事、それとスキー場全体がですね地滑り地帯にあるものですからリフトそのものの支柱が動いているという現状もございまして、その辺を見据えながら進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（近良平君） 9番伝さん

○9番（伝信男君） 今の課長の説明だとある程度予測はされているけども現在では完全に何をどういう風な形で整備するかっていうのは、殆ど決まっていないような状態と見受けられたのですが、そんな中で今回補正ですとね1億円っていうのはちょっと腑に落ちない部分があるんです。それは今現在、一番大事なリフト、索道とかそういうのを4年計画でやられているんですけども、それと別個にですね1億円積み立てるっていうのは相当の何か工事でもない限り今補正でやる必要があるかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（近良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 財源調整の関係でもありますので私から説明させていただきます。関連して歳入の17ページをご覧くださいと思いますが、村では当初予算編成をいたします時に財源の地方交付税はじめ未確定の部分については基金を取り崩して必要な財源にするという手法をとってまいりました。それから、それぞれ確定をしていって最後に節約しながら生み出した財源を基に繰り入れる予定にしておりました財源は、基金は取りやめようという風にしてきております。それが17ページの所にありますそれぞれの基金の取り崩しを取りやめていっているということでもあります。ただ、過疎対策自立の関係はメゾン下関などのリースの財源として地方債を発行しておりますので、その金額についてはピタッと合わせて繰入する必要がある。というようなことで今回追加計上するということでもあります。それ以外のものについては後年度の財政負担のために基金取り崩しを取りやめて出来るだけ基金に残しておきたいという配慮であります。したがって今の商工観光施設の1億円についても同様でありまして毎年4、5千万円からのスキー場あるいは観光施設の財源として取り崩しを予定して予算計上してはいますが、それは年途中で繰り入れもやめるし、出来るだけ将来の村の財政負担、支障ないようにするために、節約したものはそれぞれの科目に積み立てるということは、これ毎年やってきておりますので今回の1億円も、その延長線上の考え方に基づくものでありますので、特別な補正と言う事でのものではありません。

が、先程農林観光課長が説明申し上げましたように、もう30年経過しておりますのでそれぞれ大変老朽化しておりますから、特に安全運行するためのものは欠くべからざる措置が必要であります。それが円滑にできるように今回、ゆとりがありましたものを積み立てるものであります。ちょっと回りくどくなりましたが、そんな内容でございます。

○議長（近良平君）9番。

○9番（伝信男君）　じゃあ、今の副村長の話だと、要はスキー場だけの問題じゃなくて他にも目的があるために、今積立をしておくのだと、そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（近良平君）副村長。

○副村長（佐藤忠良君）　全くそのとおりでありまして、それにしてもスキー場の金額は大変大きいものでありますから、この基金はスキー場だけのものではありませんので、それらが円滑にできるように、財政的な裏付けをしておくというようものであります。

○議長（近良平君）10番　平田さん

○10番（平田広君）　ひとつ教えてください。28ページ農業振興費の中に青年就農支援事業というのがありますけども600万円、申請者がゼロだったと言う事なんでありますが、100%国県から補助が来る事業だと思うんですけども、3年間一人150万円ずつ来る事業だったと思うんですけども、新規じゃなくて継続で3年間150万円ずつ出るんだと思うんですけども、継続者も途中でやめたということですかね。

○議長（近良平君）農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤隆君）　今ほど平田議員のおっしゃるとおりでございましたけども、継続される方が2名ございまして、国の対応といたしまして27年度分はですね26年度の補正で対応したと、こういうことで本年度、この費用がいらなくなったとこういうことでございます。（了解しましたの声あり）

○議長（近良平君）これで質疑を終わります。

次に承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君）　質疑なしと認めます。

次に承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君）　質疑なしと認めます。

次に承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 質疑なしと認めます。

次に承認第6号専決処分の承認を求めることについて(平成27年度関川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 質疑なしと認めます。

次に承認第7号専決処分の承認を求めることについて(平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長(近良平君) 9番 伝さん。

○9番(伝信男君) 905ページ歳入の方なのですが、下水道受益者負担1,452千円これがあがっていますけども、ということは接続している世帯が増えているとそういうことになると思いますけども、前にも私質問させてもらったことがあると思うのですが、世帯数でですね今関川村の下水道加入率っていうのはもう人口割で計算されています。そうでなくて世帯割で何とかできないかっていうようなことを以前にも質問させてもらった経緯あるのですが、世帯割で今の時点で何割ぐらいの接続になるか今わかりますか。

○議長(近良平君) 建設環境課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 今の質問について手持ちに資料がありませんので今説明できません。ただ、今回ですね増になったのが当初12件予定していましたが、7件増えまして19件増になっております。これは、村の建設資金の関係が、リフォーム補助の関係が関係していると思われまして。今言った質問につきましては、どうでしょうか今資料無いので。

○議長(近良平君) 9番 伝さん。

○9番(伝信男君) それとですね今下水道区域内で新築する場合、新たに家建てる場合ですね、今建っているところはもうマンホール付いていますけども、まるっきり別の所に建てる場合ですね、全部本管に接続するまで個人負担でやれと、そういうことで小型合併対応している家があるみたいなんですけども、その辺の村の考えはどうなのですか。新しく下水道加入促進のためにある程度本管に繋ぐまで、ある程度の距離は村で負担するような考えはないのですか。

○議長(近良平君) 村長。

○村長(平田大六君) 現在の段階ではですね、それを見直すという考えは持ってありません。

○議長(近良平君) 9番 伝さん。

○9番(伝信男君) それでですね、余所から来てくれ来てくれっていう話で、人口増加のためにも何とかUターンIターン関川村でもやっていると思うんですけども、そんな中である程度村で施設的な補助をなければ来る人もなかなか来ないのじゃないかなと、毎回わが地区でもそういう話はあったんですけども、それでこの家は小型合併で対応します、そんな形でですねやっぱり人口

増やすのであればその辺まで考えてやるべきじゃないかなと思うのですが、多少考え直す余裕は、考えないですか村長。

○議長（近良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 総合的な考え方の中で取り組ませていただきます。

○議長（近良平君） 他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 質疑なしと認めます。

○議長（近良平君） 次に承認第8号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（近良平君） 9番 伝さん。

○9番（伝信男君） 農業集落排水、金丸は別に問題はないのですが片貝女川地区の設備、あそこはですね今、月に2回くらい草刈しなければ景観を保てないような状態になっています。それで多分機能的にも影響してくると思いますけども、あの施設をですね全面的に上の土をはがして新たに芝を植えるとか、改良する考えはあるかどうか。今だと草藪でしようがない、女川地区の場合は朴坂の人達が2か月に1回くらいかな（「毎月」の声あり）、月1回ですか。それでもあぁいう状態になっています。片貝の場合は我々管理しているわけですが、2週間に1回ずつ管理に行くのですが、そのうち何度か草刈に充てる時間を取ってですねちょっとずつやっているのですが、とてもじゃないけど間に合わない。今までだとシルバーなんかを頼んでやってくれている。そのシルバーに頼んでも2か月に1回とか3か月に1回。そういう形で大変見た感じも悪いし、機能的にもそろそろ影響してくるのじゃないかなという考えなのですが、その辺、女川と片貝の施設を改良する考えはありませんか。

○議長（近良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 今の伝議員さんの言うとおりであります。非常に管理が、システム自体が、その当時は良かったのですが、経年で色々問題が起きております。今後時期を見まして改良に向けて等検討していきたいと思っております。なお草刈についてはまた、片貝につきましては協議させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（近良平君） これで質疑を終わります。

これより討論採決に入りたいと思っております。この討論・採決は一括で行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） 異議なしと認めます。

承認第2号から承認第8号について、討論を許します。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 討論なしと認めます。

これより7件を一括採決いたします。

お諮りします。本件7件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(近良平君) 異議なしと認めます。

したがって、本件7件は、承認することに決定しました。

---

日程第13 議案第50号 財産の取得について

日程第14 議案第51号 財産の取得について

○議長(近良平君) 日程第13、議案第50号及び日程第14、議案第51号、財産の取得についてを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第50号財産の取得についてであります。平成28年度予算に計上しております、除雪機械の取得につきまして4月27日指名競争入札により、業者を決定し仮契約を締結しております。よって、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規程によりまして議会の議決を求めるものであります。なお指名した業者はコマツ建機販売株式会社、合資会社坂町重機工業、ユニキャリア株式会社、キャタピラーウェストジャパン株式会社の4社でありまして、入札の結果合資会社坂町重機工業が落札しております。詳細は総務課長に説明させます。

議案第51号財産の取得についてであります。平成28年度予算に計上してありますスノーローダの取得につきまして、4月27日に指名競争入札により業者を決定し仮契約を締結しております。よって、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規程によりまして議会の議決を求めるものであります。なお指名した業者はコマツ建機販売株式会社、合資会社坂町重機工業、ユニキャリア株式会社、キャタピラーウェストジャパン株式会社の4社でありまして、入札の結果合資会社坂町重機工業が落札しております。これも詳細は総務課長に説明させます。

○議長(近良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) それでは議案第50号財産の取得について、これにつきましては除雪ドーザの更新による購入でございます。機械の仕様でございますけれども、14t級の車輪式これを2台購入させていただきます。指名競争入札ということで先程村長が申しあげたとおり、4月27日に契約をしております。契約金額は3,183万8,400円、契約の相手方は合資会社坂町重機工業代表者 山田泰三氏でございます。なお落札率は79.7%でありました。

続きまして議案第51号財産の取得についてでございますが、これにつきましてはスノーローダ

を新規に購入するものでございます。仕様につきましては8 t級の車輪式、これを1台購入予定しております。指名競争入札につきましては先ほど申し上げたとおり4月27日に行っております。契約金額は874万8,000円、契約の相手方は合資会社坂町重機工業代表者 山田泰三氏でございます。なお落札率は79.7%でございます。以上です。

○議長（近良平君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑、討論、採決に入ります。

初めに議案第50号の質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（近良平君） 10番 平田さん。

○10番（平田広君） 参考までに教えてください。今のドーザは三菱なのか、コマツなのか大概はその辺の物なのですけども。スノーローダも合わせて教えてください。

○議長（近良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） コマツです。全部。

○議長（近良平君） 2番 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 直接今の取得財産の質問じゃないのですが、参考までにお聞かせください。新しく取得する訳ですので、今使用している物が老朽化、古くなったわけだと思いますけども、既存の機械というのは処分についてはどのような方法を採られているのか参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近良平君） 建設環境課長

○建設環境課長（高橋賢吉君） 今の質問についてご説明いたします。今までの例ですと入札で払い下げをしております。なお今更新する機械につきましてはですね、耐用年数が本来規定で11年のところ、今27年と25年経過している物でございます。稼働時間につきましては1,000時間以上という規定でございまして、それぞれ1367時間、1,669時間と倍以上過ぎております。かなり経過している物でございます。以上です。

○議長（近良平君） これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。

お諮りします。翻案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近良平君) 次に議案第51号の質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15、議員派遣

○議長(近良平君) 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたと思います。

なお、内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(近良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定しました。

---

日程第16、委員会の閉会中の継続調査

○議長（近良平君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

両常任委員長、議会運営委員長、広報対策特別委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

平成29年第1回定例会まで、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（近良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、会議を閉じます。

これをもって、第2回関川村議会臨時会を閉会します。大変ご苦勞さまでした。

午前11時03分 閉会